

**香芝市災害時要援護者避難支援計画
(全体計画)**

**平成22年5月
香芝市**

目 次

第1章 総則

1	目的	1
2	位置づけ	1
3	避難支援体制の整備方針	1
(1)	対象者の範囲	2
(2)	避難支援者	3
4	市の推進体制	4
(1)	要援護者支援班の業務	4
5	関係機関等の役割	5
(1)	『地域』の役割	5
(2)	避難支援者の役割	5
(3)	社会福祉施設、福祉サービス事業者等の役割	6

第2章 避難支援体制の構築

1	避難支援の内容	8
(1)	避難所等の安全な場所までの避難行動支援	8
(2)	避難生活支援	8
2	香芝市災害時要援護者登録制度	9
3	要援護者情報の把握・共有	9
(1)	要援護者リストの作成、共有及び管理	9
ア	要援護者リストの目的	9
イ	要援護者リストの対象者	9
ウ	情報収集の方法	9
エ	収集する内容	10
オ	要援護者リストの提供先	10
カ	要援護者リストの適正管理	10
キ	要援護者リストの更新	11
(2)	避難支援希望者リストの作成、共有及び管理	11
ア	避難支援希望者リストの作成	11
イ	避難支援希望者リストの共有及び管理	11
ウ	避難支援希望者リストの更新	11
4	個別プランの作成	11
(1)	要援護者情報の把握	11
(2)	個別プランの作成	12

ア	個別プランの作成方法	12
イ	個別プランの内容	12
(3)	個別プランの共有、管理	12
ア	個別プランの共有の範囲	12
イ	個別プランの適正管理	12
(4)	個別プランの更新	13

第3章 情報伝達体制の整備

1	情報伝達手段の確保	15
2	伝達情報の種類及び避難行動等の発令基準	15
3	安否確認情報の収集	16
(1)	避難支援者からの報告	16
(2)	『地域』からの報告	17
(3)	市における安否情報の収集	17

第4章 避難生活支援

1	避難所における生活支援	17
(1)	環境整備	17
(2)	ニーズの把握	17
(3)	情報の提供	17
(4)	支援物資の支給	18
(5)	介助等の実施	18
2	自宅で生活する要援護者への生活支援	18
(1)	ニーズの把握	18
(2)	情報の提供	18
(3)	支援物資の支給	19
(4)	介助等の実施	19
3	福祉避難所の指定・開設	19
(1)	福祉避難所の指定	19
(2)	福祉避難所の開設	19

第1章 総 則

1 目的

平成7年1月17日の阪神・淡路大震災のような震災や、近年、頻繁に発生している集中豪雨等による風水害など、迅速な避難や救護が必要となるような大災害においては、高齢者や障害者といった、いわゆる災害時要援護者（以下「要援護者」という。）が、逃げ遅れや避難所などでのストレスにより深刻な被害を受けるケースが少なくない。

このような災害から要援護者を守るためには、あらかじめ要援護者が円滑かつ迅速に避難するための支援体制を整えておくことが重要である。

また、避難生活を送る際にも、要援護者に対しては、その特性に応じた十分な配慮が必要になる。

この計画は、災害発生時における要援護者への支援を適切かつ円滑に実施するため、本市における要援護者の避難支援対策について、その基本的な考え方や進め方を明らかにしたものである。これにより「自助」「共助」及び「公助」の役割を確認しながら、要援護者への情報伝達体制や避難支援体制の整備を図ることにより、地域の安心・安全を確保することを目的とする。

2 位置づけ

この避難支援計画は、防災における基本計画である香芝市地域防災計画の中の要援護者対策のうち、避難支援に関する事項を具体化したものである。

3 避難支援体制の整備方針

個別具体的な要援護者への支援については、要援護者の自助及び地域（近隣）の住民ならでの活動による共助を基本とし、地域社会の連携強化を推進することにより、要援護者への情報伝達体制や避難支援体制の整備・充実を図るものとする。

市等の行政機関は、計画等の策定や関係機関相互の連携強化を図ることなどにより、災害発生時における迅速な公助の実施を可能とするよう努める。

また、市は、香芝市地域防災計画等に基づき、要援護者支援を含めた市民の防災意識の向上に努める。

自 助	自分ができることを、自分自身で行う。 「自らの身の安全は、自らが守る。」
共 助	個人之力だけでは解決が困難なことを、地域で協力して行う。 「自分たちのまちは、自分たちで守る。」

公 助	課題が専門的である、広域的である等、個人や地域の力では解決できないことを、国・県・市・消防・警察・自衛隊などの公的機関が行う。
-----	---

*災害発生直後の「公助」には限界があるため、日頃から「自助」「共助」の充実に努めることが重要である。

(1) 対象者の範囲

一般に、要援護者とは、「必要な情報を迅速かつ的確に把握し、災害から自らを守るために安全な場所に避難するなど、災害時における適切な避難行動等をとることが困難な人々」を意味する。本計画における要援護者の対象としては、在宅生活者のうち、次のとおりとする。

なかでも避難支援に関わる事前対策が必要な人について、平常時において、要援護者一人ひとりに対する「避難支援個別プラン」(以下「個別プラン」という。)を作成することとし、①から⑥に掲げる人をその対象とする。

また、①から⑥に準じる状態にあり、避難支援が必要であると認められる人もその対象とする。

	制度別対象者		対象者のイメージ(例)又は特性
①	高齢者(70歳以上)	ひとり暮らし	・状況の把握が遅れる又は体力の衰えにより自力で避難できない恐れがある
		高齢者のみの世帯	
②	介護保険法に基づく「要介護3から5」の者		<ul style="list-style-type: none"> ・自力で起き上がれず、排泄・入浴等に全介助が必要 ・自力での避難が困難な場合や状況把握が遅れる場合があり、援助が必要
③	身体障害者手帳1・2級所持者	肢体	<ul style="list-style-type: none"> ・座っていることができない、両手(両足)の機能全廃など ・自力での避難が困難で、介助者や車イスなどの補助が必要
		視覚	<ul style="list-style-type: none"> ・全盲 ・音声による情報伝達が必要であり、避難行動において介助者などの援助が必要
		聴覚、言語	<ul style="list-style-type: none"> ・音声による状況把握が困難で、手話や筆談などでの状況説明が必要

③	身体障害者 手帳1・2級 所持者	内部	<ul style="list-style-type: none"> ・心臓、腎臓、呼吸器、排泄（膀胱・直腸）、小腸、免疫機能などに障害がある ・自力歩行や迅速な避難行動が困難な人がいる ・特定の医療機材、医療品、食料などを常時携帯することが必要な人がいる ・医療機関、医療機器取扱業者等による支援が必要な場合がある
④	知的障害者 (療育手帳A判定所持者)		<ul style="list-style-type: none"> ・自分で状況を判断し、行動することが困難 ・急激な環境の変化に順応しにくい
⑤	精神障害者 (精神障害者保健福祉手帳1級所持者)		<ul style="list-style-type: none"> ・環境の変化に順応しにくく、精神的動揺が激しくなる場合がある ・多くの場合、継続的な服薬や医療的ケアが必要 ・他人の助けがなければ、ほとんど日常生活を送ることができない
⑥	重症難病患者 (特定疾患医療受給者)		<ul style="list-style-type: none"> ・重症筋無力症、パーキンソン病、悪性関節リウマチなど ・特殊な薬剤や継続的な服薬が必要な人がいる ・移動が困難な人がいる ・人工呼吸器、人工透析器、在宅酸素などの生命維持のための緊急的な医療援助を必要とする人がいる
⑦	乳幼児		<ul style="list-style-type: none"> ・保護者の養護が必要となり、特に避難生活における支援が必要
⑧	妊産婦		<ul style="list-style-type: none"> ・迅速に避難ができない場合や避難を支援する人が必要な場合がある
⑨	外国人		<ul style="list-style-type: none"> ・日本語の情報が十分理解できない場合や慣習などの配慮が必要な場合がある
⑩	その他		<ul style="list-style-type: none"> ・自力での避難が難しく、避難等に支援が必要な者

(2) 避難支援者

避難支援者は、災害発生時に要援護者のもとに容易に駆けつけることができ

る近隣住民等で、要援護者への情報伝達や安否確認、避難誘導などの支援ができる人をいう。

ただし、避難支援者とは、あくまで日頃の近隣との交流（地域コミュニケーション）に基づき、善意により支援を行う人であるため、災害発生時において支援ができなかったとしても、責任を負うものではない。

4 市の推進体制

市は、平常時において、保健福祉部各課による横断的な組織として災害時要援護者支援班（以下「要援護者支援班」という。）を設置し、関係機関と連携して要援護者の避難支援体制の整備を進める。

また災害時は、香芝市地域防災計画に基づき、要援護者支援班を災害対策本部救済部救済班の中の一組織として位置づけ、要援護者の避難支援にあたるものとする。

（１）要援護者支援班の業務

【平常時の業務】

●台帳整備担当

- ① 災害時要援護者リスト（以下「要援護者リスト」という。）、災害時避難支援希望者リスト（以下「避難支援希望者リスト」という。）の整備
- ② 個別プランの整備
- ③ 要援護者との情報伝達手段の整備

●支援体制整備担当

- ① 福祉避難所の整備
- ② 関係機関との情報伝達手段の整備
- ③ 関係機関等との連携
- ④ 訓練の実施

【災害時の業務】

●情報収集・伝達担当

- ① 避難（準備）情報の『地域』等への伝達
- ② 要援護者の安否情報の把握

●在宅要援護者担当

- ① 在宅要援護者への巡回相談の実施
- ② 在宅要援護者の物資ニーズへの対応
- ③ 生命に関わる疾病を有した在宅要援護者への対応

●福祉避難所担当

- ① 福祉避難所の開設・運営
- ② 指定・民間福祉避難所の運営支援

5 関係機関等の役割

(1) 『地域』の役割

地域においては、自治会、自主防災組織、民生委員・児童委員等（以下『地域』という。）が相互に連携しながら、要援護者の避難支援体制の整備を進めていくものとする。

【平常時】

- ① 避難支援希望者リストの共有
- ② 個別プラン作成のための同意について、要援護者への働きかけ
- ③ 市の実施する個別プラン作成への協力
- ④ 個別プランの共有
- ⑤ 要援護者及び避難支援者への情報伝達手段の把握
- ⑥ 個別プランの変更・修正に関する市への協力

【災害時】

- ① 要援護者及び避難支援者への避難準備情報等の伝達
- ② 要援護者への避難支援と安否確認
- ③ 市及び避難支援者との連携

※全体計画における『地域』とは

全体計画における『地域』とは、自治会、自主防災組織、民生委員・児童委員、隣近所などの地域住民全体を指します。

このため、自治会や自主防災組織が組織されていない場合であっても、隣近所が協力し合い、要援護者の支援について取り組むことが望ましいと考えます。

(2) 避難支援者の役割

避難支援者は、要援護者への日頃からの声かけや災害発生時の情報伝達や安否確認、避難の手助けを行うものとする。そのため避難支援者は、普段から要援護者との信頼関係の構築に努めるものとし、その選任にあたっては、要援護者本人の意思を考慮しながら、できるだけ身近な者から複数選任し、また、長期にわたり引き受けられる者を選任するものとする。

【平常時の役割】

- ① 個別プランの共有
- ② 要援護者との信頼関係の構築
- ③ 要援護者の避難手段・避難場所の把握
- ④ 『地域』との情報伝達手段の把握
- ⑤ 個別プランの変更・修正に関する市への協力

【災害時の役割】

- ① 要援護者への情報伝達と避難支援
- ② 避難後における要援護者への支援
- ③ 市及び『地域』との連携

(3) 社会福祉施設、福祉サービス事業者等の役割

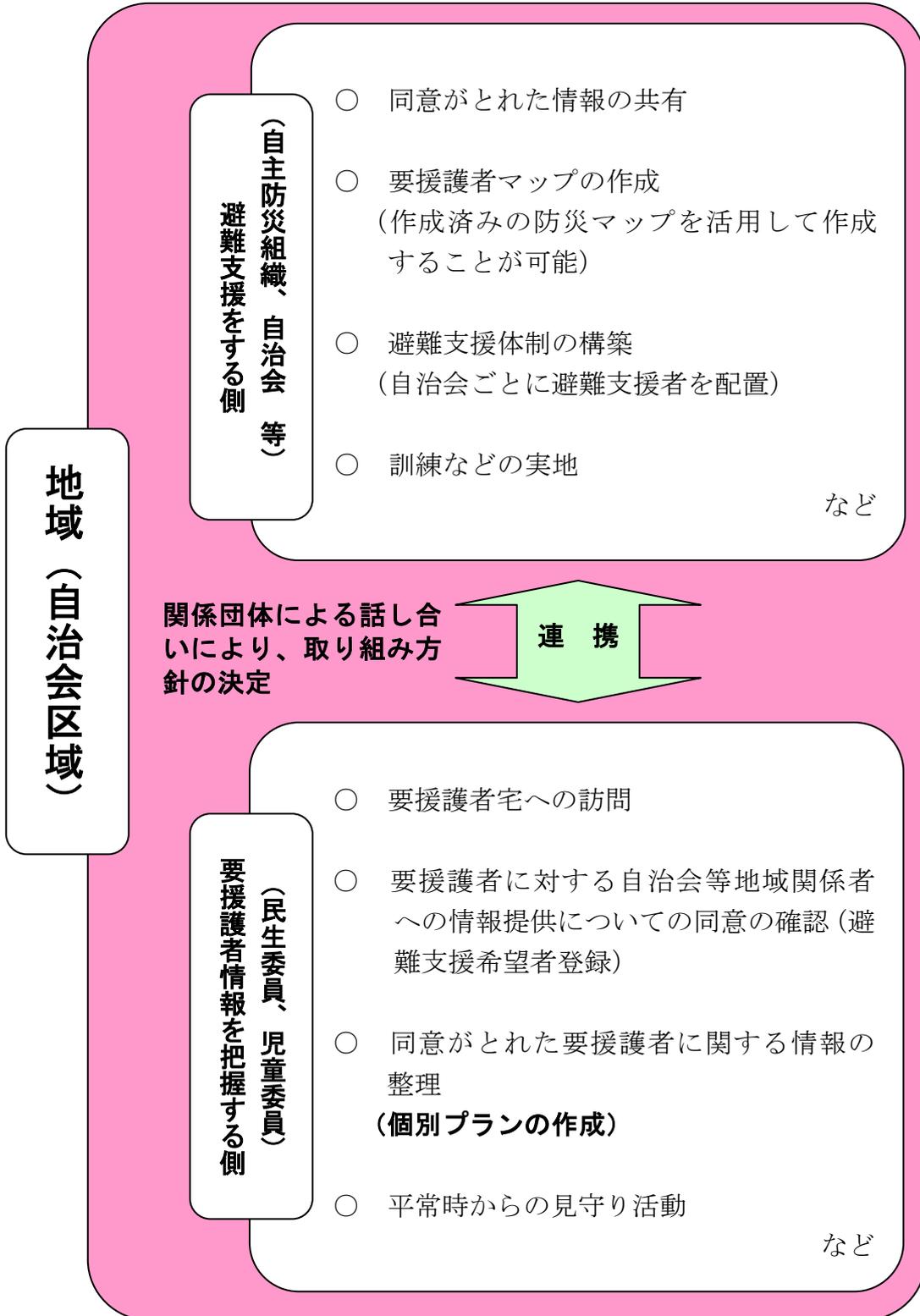
【平常時の役割】

- ① 福祉避難所としての避難体制への協力

【災害時の役割】

- ① 要援護者の受入れ
- ② 市との連携

要援護者避難支援体制の概念図



第2章 避難支援体制の構築

1 避難支援の内容

要援護者への避難支援には大きく分けて次の2つの局面が想定される。

(1) 避難所等の安全な場所までの避難行動支援

阪神・淡路大震災において、倒壊家屋等から救助・救出された方の9割以上が、自助や共助によるものであったことから、避難所等の安全な場所までの避難行動時における公助は、ほとんど期待ができないと推定される。

さらに、日頃の近隣住民の支え合い（住民固有の役割）の延長線上に、災害時における要援護者への避難誘導や避難支援等があることから、自助（家族を含む）・共助を支援の基本とする。

避難支援の主な内容については、次のとおりである。

- ① 安否確認
- ② 救助・救出
- ③ 避難誘導 など

(2) 避難生活支援

過去の災害が示すとおり、避難生活によって、被災者に大きな負担がかかることが想定される。

特に、要援護者は、生活環境の悪化に対する適応力が十分でないことから、過ごしやすい環境（福祉避難所等）を提供する、物資の支給を優先的に行う等の配慮が必要となる。

また、自宅が損壊していない等、避難所に避難する必要がなく、自宅にて生活を送るケースにおいても、ライフラインの途絶等により、飲料水や食料等の支給が必要となるほか、要援護者の健康状態等によっては、後方医療機関への搬送も必要となる。

このようなケースに対応するためには、要援護者の避難状況やニーズを的確に把握する必要があり、自助・共助・公助の相互連携が非常に重要となる。

避難生活支援の主な内容については、次のとおりである。

- ① 要援護者の避難状況の把握
- ② 要援護者のニーズの把握
- ③ 避難スペースの優先的提供
- ④ 支援物資の優先的支給
- ⑤ 介助等の実施

- ⑥ 要援護者支援班等を通じた関係機関への支援要請

2 香芝市災害時要援護者登録制度

要援護者支援班は、広報、ホームページ等を利用して、本計画における要援護者の避難支援のために必要な要援護者一人一人の個別プラン等を作成する。

その運用については、その一連の仕組みを『香芝市災害時要援護者避難支援制度』として広く周知を行った上で、その趣旨に基づいて災害時要援護者の把握を行い、要援護者が在住する各地域の実情に応じて、地域の福祉・保健・医療関係者、防災等関係者及び地域住民の代表者等の協力を得ながら、役割分担をして実施するものとする。

3 要援護者情報の把握・共有

(1) 要援護者リストの作成、共有及び管理

要援護者支援班は、保健福祉部等で保有している情報をもとに要援護者リストを作成する。

ア 要援護者リストの目的

要援護者リストは、以下の目的に限定し使用する。

- ① 在宅の要援護者の全体把握
- ② 個別プランの作成
- ③ 災害時の避難支援及び安否確認
- ④ 啓発及び防災訓練

イ 要援護者リストの対象者

一般に、高齢者や障がいのある人等の要援護者のうち、自力で避難ができないなど、被災リスクの高い要援護者の支援体制を重点的・優先的に進めることとし、次に掲げる在宅の要援護者を対象として要援護者リストを作成する。

- ① 世帯構成員が全員高齢者（70歳以上の方）
※昼間・夜間ひとり暮らし、高齢者のみの世帯を含む
- ② 要介護認定者（要介護3以上）
- ③ 身体障害者手帳1・2級所持者
- ④ 療育手帳A判定所持者
- ⑤ 精神障害者保健福祉手帳1級所持者
- ⑥ 特定疾患医療受給者

ウ 情報収集の方法

要援護者支援班は、香芝市個人情報保護条例第8条第2項に規定する個人

情報の利用及び提供の制限の例外規定（「実施機関が法令等の定める所掌事務の遂行に必要な限度で保有個人情報を内部で利用する場合であって、当該保有個人情報を利用することについて相当な理由のあるとき。」及び「個人の生命、身体又は財産を保護するため、緊急やむを得ないと認められるとき。」）に基づき、適切な手続きを経て、以下の台帳等に登載されている情報を要援護者リスト作成のために利用する（ただし、④に関しては、要援護者支援を目的とする台帳であるため、条例による制約なし）。

- ① 住民基本台帳
- ② 要介護・要支援認定台帳
- ③ 障害者手帳交付台帳
- ④ 災害時奈良県在宅重症難病患者要援護者台帳

エ 収集する内容

要援護者リストは、以下の情報を記載するものとする。

【基本情報】

- ① 氏名
- ② 性別
- ③ 年齢（生年月日）
- ④ 住所

【その他の情報】

要援護者の特性に応じて、必要情報を収集する。

オ 要援護者リストの提供先

要援護者支援班は、個別プランを作成するため、香芝市個人情報保護条例第8条第2項に規定する個人情報の利用及び提供の制限の例外規定（「個人の生命、身体又は財産を保護するため、緊急やむを得ないと認められるとき。」及び「実施機関が法令等の定める所掌事務の遂行に必要な限度で保有個人情報を内部で利用する場合であって、当該保有個人情報を利用することについて相当な理由のあるとき。」または「他の実施機関、国等に保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受ける者が、法令等の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当な理由のあるとき。」）に基づき、要援護者リストを香芝市防災担当課と共有するとともに、個別プラン作成のため、民生委員・児童委員に印刷物で提供するものとする。

なお、民生委員・児童委員は、提供された要援護者リストを個別プラン作成後に要援護者支援班へ返却するものとする。

カ 要援護者リストの適正管理

要援護者リストの原本は要援護者支援班が保管し、副本は要援護者リスト

の提供を受けた者が保管する。

また、守秘義務のない他の機関、団体にあつては情報提供の際、誓約書の提出等を活用し、要援護者情報の漏洩防止に努め、適正に管理するとともに、取扱いについて十分注意するものとする。

キ 要援護者リストの更新

要援護者支援班は、年1回、要援護者リストの更新を行うとともに、関係各課で要援護者情報の変更の届け出があつた場合は、適宜、最新情報に更新する。

(2) 避難支援希望者リストの作成、共有及び管理

ア 避難支援希望者リストの作成

要援護者支援班は、避難支援体制を整備するため、民生委員・児童委員の協力のもと、個別プラン作成における意思確認、個人情報に関係機関等への開示に関する要援護者本人や家族の同意をもって、避難支援希望者リストを作成する。

イ 避難支援希望者リストの共有及び管理

要援護者支援班は、要援護者本人や家族から個人情報の開示に関する同意を得て、『地域』及び関係機関等へ避難支援希望者リストを提供する。

避難支援希望者リストの保管について、守秘義務のない他の機関、団体にあつては情報提供の際、誓約書の提出等を活用し、要援護者情報の漏洩防止に努め、適正に管理するとともに、取扱いについて十分注意するものとする。

ウ 避難支援希望者リストの更新

要援護者支援班は、年1回、避難支援希望者リストの更新を行うとともに、要援護者リストに変更があつた場合、または、『地域』から要援護者情報等の変更の届け出があつた場合、適宜、最新の情報に更新する。

4 個別プランの作成

要援護者支援班は、要援護者一人ひとりに対する個別プランを下記事項に留意し作成するよう努めるものとする。

(1) 要援護者情報の把握

要援護者支援班は、要援護者リストに記載された要援護者について、民生委員・児童委員の協力のもと要援護者本人の状況を把握し、要援護者情報を集約する。

その際、要援護者支援班は、個人情報の保護に十分配慮しながら要援護者の状況把握をしてもらえるように指導する。

(2) 個別プランの作成

ア 個別プランの作成方法

要援護者支援班は、個別プラン作成にあたって、要援護者リスト、個別プラン用紙、地図等、個別プラン作成に必要な書類を準備し、民生委員・児童委員へ配布する。

民生委員・児童委員は、要援護者支援班から提供を受けた要援護者リスト等をもとに、要援護者宅を訪問し、制度等の説明を行い、個人情報の開示についての同意を得た上で、本人及び家族への聞き取りにより、個別プランを作成するものとする。

要援護者支援班は、民生委員・児童委員より提出のあった個別プランに基づき避難支援希望者リストを作成するものとする。

イ 個別プランの内容

個別プランの作成にあたっては、下記事項の内容を記載するものとする。

① 要援護者本人の情報

基本情報や連絡先など要援護者の基本的な情報を記載する。

② 具体的な支援の内容

支援が必要な時間帯や必要な支援の内容等、避難支援に関する具体的な事項を記載する。

③ 避難所名

避難所は、できるだけ福祉避難所などの要援護者に配慮された避難所とする。

④ 緊急時の連絡先

緊急時における家族や親族等の連絡先を記載する。

⑤ その他

避難支援において特に留意すべき事項を記載する

(3) 個別プランの共有、管理

ア 個別プランの共有の範囲

個別プランの原本は、要援護者支援班が保管し、副本は、香芝市防災担当課、要援護者本人、避難支援者、『地域』及び関係機関が共有するものとする。

イ 個別プランの適正管理

個別プランを保管する者は、避難支援の目的以外に個別プランを使用してはならない。

また、個別プランを保管する者は、保管に当たり、要援護者が同意した者

以外が閲覧することのないよう、情報管理に十分配慮する。

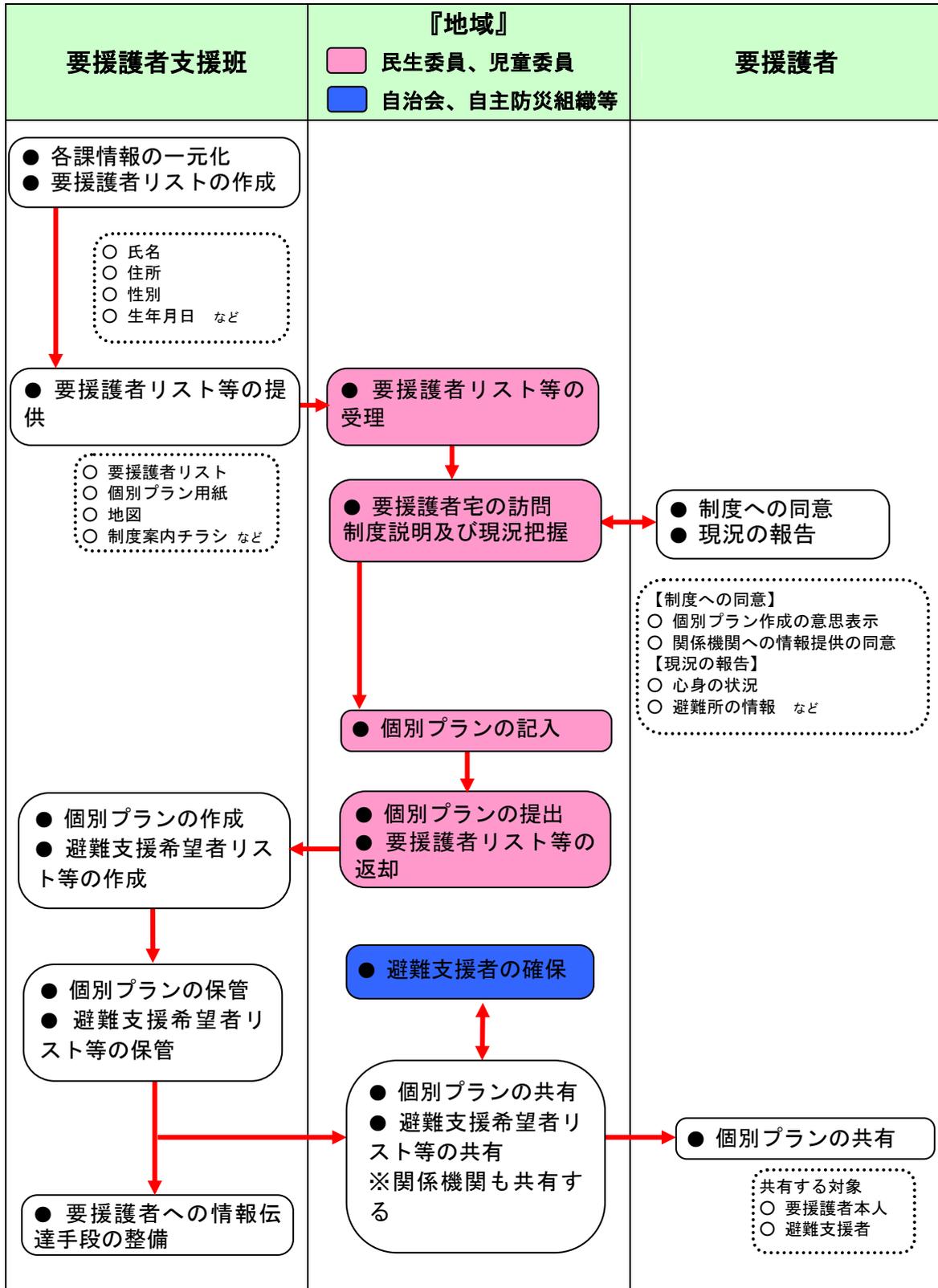
(4) 個別プランの更新

要援護者及び避難支援者は、迅速・的確な避難が実施できるよう、平常時から相互に個別プランの内容について確認するものとする。

また、民生委員・児童委員は避難支援者の協力を得て、少なくとも年1回は、個別プランの内容について本人に確認するよう努めるとともに、本人の状況や避難支援者の変更など内容に変更がある場合は、個別プランを修正し、要援護者支援班へ報告を行うものとする。

要援護者支援班は、民生委員・児童委員からの報告を受け、個別プランの情報の更新を行い、『地域』へ更新後の個別プランを配布し、要援護者、避難支援者、『地域』及び関係機関と情報を共有するものとする。

【個別プランの作成 フロー】



第3章 情報伝達体制の整備

1 情報伝達手段の確保

要援護者支援班は、情報伝達体制の整備について、災害発生時には、電話などの通信手段の寸断等で、正確な情報が伝わりにくくなったり、必要な伝達が遅れることが予想されるため、平常時において様々な情報伝達手段を確保しておく必要がある。

【情報伝達手段】

- ① 電話
- ② ファクシミリ
- ③ 放送事業者への情報提供
- ④ 広報車等による広報 など

2 伝達情報の種類及び避難行動等の発令基準

市が災害発生の危険性等が予想される段階において、要援護者等へ発令する避難準備等発令の具体的基準として、次のとおり定める。

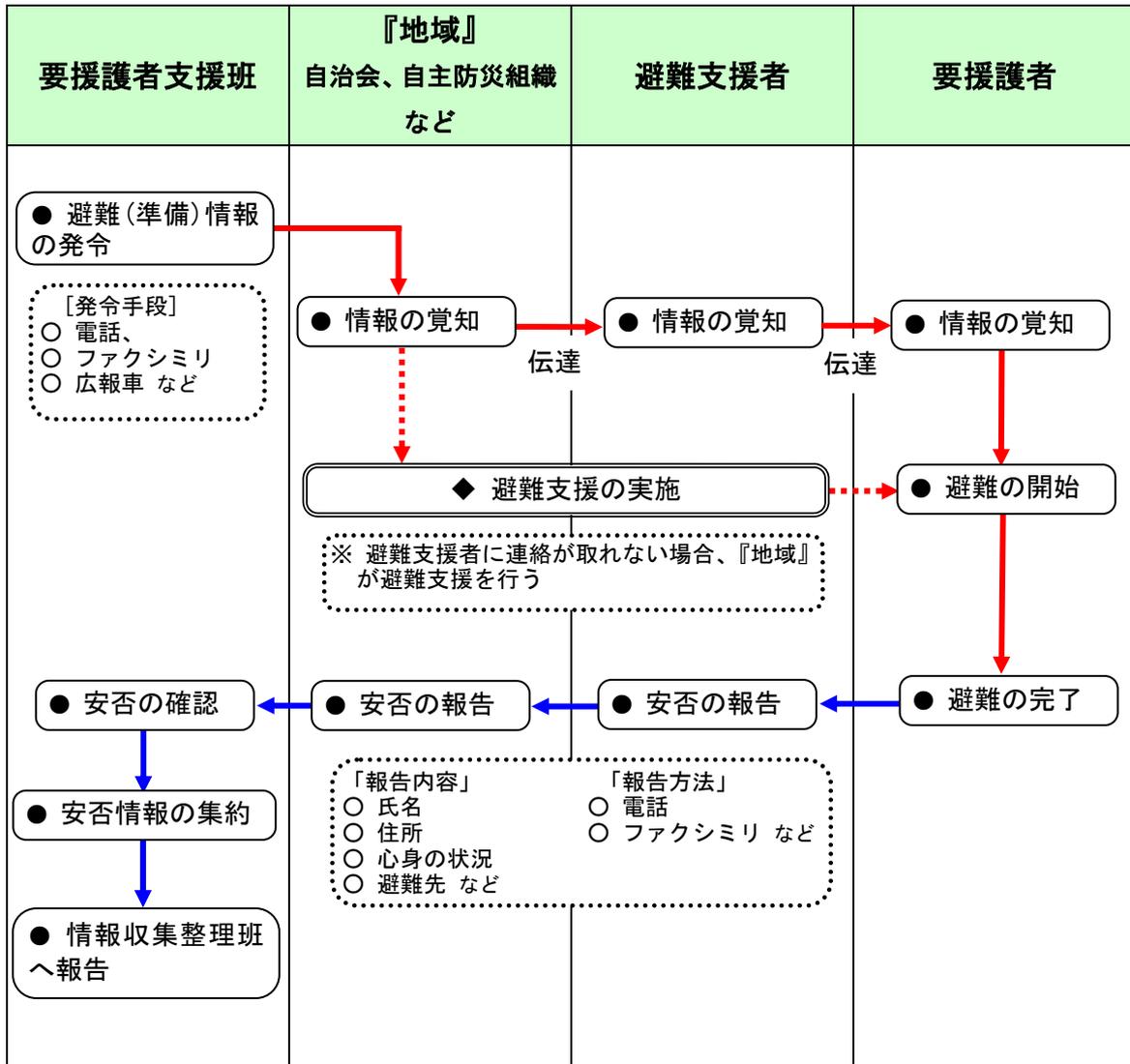
なお、想定外の事態も発生する可能性があることから、過去の災害等勘案し早目に避難行動を開始する必要がある。

【避難行動発令基準】

発令	発令時の状況	住民に求める行動
避難準備 (要援護者避難)情報	・要援護者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった状況	・要援護者等、特に避難行動に時間を要する者は、計画された避難場所への避難を開始。(避難支援者は避難支援を開始)
避難勧告	・通常の避難行動をできる者が、避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況	・通常の避難行動ができる者は、計画された避難場所等への避難を開始
避難指示	・前兆現象の発生や、現在の切迫した状況から、人的被害の発生する可能性が非常に高いと判	・避難勧告等の発令後で、避難中の住民は確実な避難行動を直ちに完了 ・未だ避難していない対象住民は、直ちに

断される状況 ・人的被害の発生した状況	避難行動に移り、そのいとまがない場合は 生命を守る最低限の行動をとる
------------------------	---------------------------------------

【情報伝達 フロー】



3 安否確認情報の収集

要援護者支援班は、避難行動時において要援護者が親戚宅や知人宅に避難し、避難所に避難しない場合も多いことから、『地域』、避難支援者等の協力のもと様々な手段を講じて、要援護者の安否情報の収集に努めるものとする。

(1) 避難支援者からの報告

避難支援者は、要援護者を避難先へ移送した場合や要援護者の親戚宅等への避難情報を得た場合等は、『地域』に報告することとする。また、『地域』への

報告ができないもしくは遅れる場合は、要援護者支援班または避難所に報告するものとする。

(2) 『地域』からの報告

『地域』は、避難支援者から要援護者の安否報告を受けた場合、また直接要援護者へ避難支援を行い、要援護者の安否確認ができた場合は、速やかに要援護者支援班または避難所へ報告するものとする。

(3) 市における安否情報の収集

要援護者支援班は、『地域』あるいは避難支援者から要援護者の安否情報の報告を受けるほか、避難所においても、安否情報の収集を行うものとする。

第4章 避難生活支援

1 避難所における生活支援

市及び地域は、避難所における要援護者への生活支援として、次に掲げる事項の実施に努めるものとする。

(1) 環境整備

要援護者支援班は、地域や避難者の協力のもと、要援護者の避難状況に応じた、身体障害者用トイレやスロープ、避難生活が長期化することに備えた畳、マット等の設置に努めるものとする。

また、市及び地域は、避難所内において、冷暖房機器が設置されているなどの過ごしやすい環境が整っている部屋等を要援護者へ優先的に提供するものとする。

(2) ニーズの把握

要援護者支援班及び地域は、要援護者への的確な支援を実施するため、相互に協力し、迅速な要援護者のニーズ把握に努めるものとする。

(3) 情報の提供

要援護者支援班は、『地域』の協力を得て、避難生活に必要な情報の提供に努める。特に視覚障害者や聴覚障害者等に対する伝達方法について、特段の配慮を行なうものとする。

(4) 支援物資の支給

市及び『地域』は、支援物資の支給にあたって、要援護者に必要な物資を優先的に支給するよう努める。

なお、市は、発災後、速やかな支援物資の支給を行なうために、事前に関係機関等と協定を締結するなどの対策を講じるよう努める。

(5) 介助等の実施

避難生活が長期化する場合、要援護者の心身の健康管理や生活リズムを取り戻すための取り組みが重要となる。

このため、要援護者支援班は、『地域』や関係団体等の協力を得て、健康相談や二次的健康被害（エコノミークラス症候群〔静脈血栓塞栓症〕等）の予防、こころのケア等を必要に応じて実施するよう努めるものとする。

また、介助や医療行為が必要となる要援護者については、避難所から福祉避難所への移送や社会福祉施設への緊急入所、病院への入院、後方医療機関への搬送等に努める。

なお、要援護者支援班は、発災後、速やかな対応をとるために、事前に関係機関等と協定を締結するなどにより、通常時から対応を得ることができるよう努めるものとする。

2 自宅で生活する要援護者への生活支援

自宅への被害が少ない等により、自宅に留まる要援護者への生活支援も重要である。

ライフラインに被害が生じたことにより、飲料水の確保ができない場合など、避難所と同様に生活支援を実施する必要がある。

このため、『地域』は、自宅で生活する要援護者への生活支援として、主に次に掲げる事項の実施に努めるものとする。

(1) ニーズの把握

自宅で生活する要援護者への支援を実施するため、『地域』は、要援護者の生活状況やニーズの把握に努めるものとする。

(2) 情報の提供

要援護者支援班は、『地域』の協力を得て、ライフラインの復旧の見込み等、生活上必要な情報の提供に努める。特に視覚障害者や聴覚障害者等に対する伝達方法について、特段の配慮を行なうものとする。

(3) 支援物資の支給

『地域』は、地域内の支援物資のニーズを把握するとともに、ニーズの取りまとめを行い、最寄りの避難所を通じ、要援護者支援班に対し要望を行うものとする。

市は、『地域』からの要望があった場合、避難所に対する支援物資と同様に、支給を実施する。ただし、原則として、要望のあった地域への直接的な支給は行わず、要望を受けた避難所に支援物資を運搬するものとする。

『地域』は、避難所に届けられた支援物資を地域内へ搬送するとともに、要援護者への優先的な支給に努めるものとする。

なお、『地域』は、避難所への支援物資の到達状況について、定期的に確認を行うものとする。

(4) 介助等の実施

『地域』は、自宅で生活する要援護者の健康状況等の把握に努め、必要に応じて、避難所を通じ、要援護者支援班に対し、要望を行うものとする。

市は、『地域』からの要請があった場合、要援護者の福祉避難所への移送や社会福祉施設への緊急入所、病院への入院、後方医療機関への搬送等に努めるほか、地域や関係団体等の協力を得て、在宅支援の実施に努めるものとする。

3 福祉避難所の指定・開設

(1) 福祉避難所の指定

要援護者支援班は、要援護者が、相談等の支援が受けられるなど、安心して生活できる環境が整備された福祉避難所を災害時に確保するため、個別プランの作成を通じ、福祉避難所へ避難する必要がある者の概数を把握し、事前に対象施設の管理者等と協定を締結するなどにより、福祉避難所の確保に努めるものとする。

なお、福祉避難所には、原則として耐震、耐火、鉄筋構造を備え、バリアフリー化されているなど、要援護者の利用に適しており、かつ、生活相談職員等の確保が比較的容易である社会福祉施設等を選定するものとする。

(2) 福祉避難所の開設

市は、災害発生時において、要援護者の避難状況を勘案し、福祉避難所を開設するものとする。